

平成 29 年度第 1 回熊本市環境審議会自然環境部会 議事抄録

- 1 開催日時
平成 29 年 12 月 21 日（木） 午前 11 時 15 分～午前 11 時 50 分
- 2 会場
西区役所 2 階会議室
- 3 出席委員（順不同）
内野委員、椛田委員、新村委員、大塚委員、澤委員 5 名中 5 名出席
- 4 議題
(1) 審議事項
①環境保護地区の指定の変更及び解除について

* 部会長及び副部会長互選

* 審議 『環境保護地区の指定の変更及び解除について』

発言者	発言要旨
内野部会長	皆様のお手元にある次第に沿って議事を進めていく。 審議事項（1）の『環境保護地区の指定の変更及び解除』について審議を始めたと思う。 本件については、先ほどの環境審議会において事務局から説明があり、ただいま現地視察を実施していただいたところだが、早速質疑等あればお願いします。
事務局 (富永環境推進部長)	事務局の基本的な考え方について、改めてご説明する。 スライド 12 頁をご確認していただきたいが、これまで、赤線で囲んである区域を環境保護地区としていたが、現地視察のとおり、地震による災害対策工事が実施された赤で塗りつぶした区域に限って環境保護地区を解除したいとの事務局案である。 残った区域についても 2,257 m ² と指定基準である 2,000 m ² を超え、指定基準を満足しており、また、北側についても飛び地のような格好にもなるが、城山墓園と一体となった緑地を形成していることから環境保護地区として認定できると判断してご提案しているので、その点について審議をお願いします。
新村委員	現地を視察して、環境保護地区として残す区域については、植生自然度や市が管理する墓園の緑地と一体となった景観も併せて、環境保護地区の選定基準に合致していると判断できる。 ちょっと気になっていたのが、解除予定区域の等高線の緩やかな平坦部分につ

	<p>いて解除が必要か疑問に思っていたが、現地を確認して災害対策工事が必要だったと確認できたので、解除予定区域についても異論はない。</p>
<p>栢田委員</p>	<p>対策工事を実施した区域の解除については異論ない。むしろ解除される区域は、稲荷神社本殿の正面に位置しているが、土地所有者から、植栽まで費用的な問題もあり、現状では検討していないとの話があった。種子吹き付けもあり、時間の経過とともにコンクリートの違和感は軽減されると思われ、原案どおり工事区域を解除して、それ以外を環境保護地区として残すことで問題ない。</p>
<p>内野部会長</p>	<p>解除予定区域について、解除してしまえば規制がなくなり、強く要望することも条例上は言えなくなるが、灌木等を積極的に導入すれば緑が増え、コンクリート部分も見えなくなってくる。さらに時間が経過すると、大きく成長することはないが、周辺の植生と違和感がなくなってくるのではないかと。 土地所有者にどんぐりを播いたりしていただくと、わりと容易に植生が復活するのではないかとと思われる。 環境保護地区として残る区域との違和感を緩和するためにも、どんぐりを播くなどの手を入れる手法もあろうかと思う。</p>
<p>栢田委員</p>	<p>熊本地震以降、地域とのつながりが重要視されている。 例えば、近隣にある高橋小学校の生徒さんに近隣のどんぐりを集めて播いてもらうことで連携も深まり、環境保護地区の保全に理解が深まり、かつ地震からの復興につながるのではないかとと思う。</p>
<p>新村委員</p>	<p>当該地区は社寺林とのことであるが、高橋稲荷神社の社殿と背後の緑地が一体となって高橋稲荷の景観を形成している。今回熊本地震で残念ながら一部崩落してしまっただが約半分は残った。社殿の復興のみならず、森づくりも視野に入れつつ、栢田委員からご提案があったような手法をとることで、花壇を設置するというような見栄えだけのものではなく、森を取り戻していくような手法もあるのではないかと。</p>
<p>内野部会長</p>	<p>花壇設置の部分については、工事関係者に聞き取りしたところ、三段積みで終了とのことで、景観上は著しく損なうものではないと思われる。</p>
<p>大塚委員</p>	<p>事務局案のとおり、工事实施区域を解除したとして、各委員から提案のあったような地元住民の協力を得ながら緑地が再生したとしたら、環境保護地区として指定するのか？一度解除したら、再指定は難しいのか。一時的な解除として、地域の協力を促して森づくりを進めようという機運を高めるような提案も可能なのか。</p>
<p>事務局 (富永環境推進部長)</p>	<p>現状では、コンクリート構造物で固められており、どのような植生で再生していくのかという点が問題であろうと思われる。いずれにしても環境審議会での議論をいただいて再指定の判断をいただくことになる。</p>

内野部会長	一旦解除しても、年月が経過して環境保護地区に値するような状況になれば、改めて環境審議会で議論して、その結果再指定は可能であると思われる。 ただ、現状だと高木は生育しづらく、2～3m程度の小灌木ぐらいいしか生育できないと思われる。解除予定の部分も社寺林として修復していただいた方が適切であると思われる。
澤委員	条例の解釈だが、今回の事案は、条例第6条第1項第1号の「自然災害等によって緑地が消滅した場合」に該当して一部解除してあるが、自然災害によって直接緑地が消滅した場合のみをいうのか、もしくは自然災害の対策工事のために緑地が消滅した場合も本号に適用できるのか。
事務局 (尾崎環境共生課長)	自然災害「等」の「等」がどのような場合か規定している訳ではないが、今回、法制担当課と協議をした上で、地震の影響をうけその対策工事により消滅したことから自然災害等ととらえている。
澤委員	懸念されるのが、今回の対策工事が適切であったかという点である。今回は致し方なかった点もあると思われるが、可能な限り最小限の緑地の消滅になるように努めることが重要だと思われる。
新村委員	今回の高橋稲荷環境保護地区以外の他の環境保護地区について、熊本地震の影響はなかったのか。
事務局(尾崎環境共生課長)	地震発生後に、現地を確認したが、緑地の消滅になるような被害の発生はなかった。
事務局(尾崎環境共生課長)	自然環境部会から環境審議会に部会報告を行うが、環境保護地区として残る部分の管理等について、記載する事項があればご指摘いただきたい。
内野部会長	城山体育館側の斜面に竹の生育が見られた。これが今後斜面上部まで拡大しないような管理を努力していただきたい。 同様に、環境保護地区北側の城山墓園との敷地境界付近にも竹の生育が見られるので、これ以上の拡大防止策をとってもらいたい。 さらには、環境保護地区北東部は、今回の対策工事により、緑量が減少しているので、積極的に植樹するなど緑量を増やす方策をとってもらいたい。
大塚委員	市が城山墓園として管理している森と高橋稲荷の社寺林の敷地境界が地域住民にはわからないと思う。市の機構改革でまちづくりセンターができ、地域担当職員との連携も含めて保全や活用のあり方を探っていくのも方策だと思われる。
新村委員	熊本地震のような大規模災害が発生して緊急的な対策が必要となる場合が想定されるが、今回の対策工事が適切だったのかの評価が今後必要なのでないか。今後同様な事例の参考になると思われる。 また、今回解除になる区域分の交付金等がなくなり、解除された区域に桜やつつじ等が無秩序に植栽される恐れもある。解除された区域も残された環境保護地区と一体となった管理が必要だとの意識付けは必要かと思われる。
内野部会長	解除される区域の管理のあり方も非常に重要だ。管理の方向性についても環境審議会から示す必要があるのではないかと思う。

内野部会長	それでは、諮問のとおり、今回災害対策工事を実施された区域を一部解除することを自然環境部会として了承することによいか。 また、環境審議会への部会報告文案の作成については、部会長に一任いただき、次回の自然環境部会で審議いただきたいと思うがよいか。
	委員一同異議なし